

# 愛南町いじめ防止対策基本方針

愛南町教育委員会・平成25年12月策定

(改定 令和5年5月25日)

## はじめに

愛南町は、主役は住民の精神のもとに、美しい郷土の自然を守り、「ともに彩（いろどり）を育むまち」を目指して教育行政を推進している。「まちづくりは人づくり」を基本理念とし、「愛南町教育振興に関する大綱」（令和5年度～令和8年度）を定め、未来を担うかけがえのない存在である愛南町の児童生徒が、次のような人材に育つことを目指している。

- 「ありたい自分」を目指して、よりよく生きようとすることができる人材
- 確かな学力を身に付け、不測の事態に動じることなく自らの発想力と行動力で課題を乗り越えることができる人材
- 生涯にわたって自発的に学び続けることができる人材
- 人のため社会のために貢献することができる人材
- 愛南町の伝統文化を保護・活用していくことができる人材
- 身近にスポーツに親しんだり、望ましい食習慣を心がけたりして、健康な体を保持・増進することができる人材
- 複雑化・多様化する人権問題の解決に、主体的に取り組むことができる人材
- 人権問題について一人ひとりが主体的に考え、互いの人権を尊重して行動する社会を実現することができる人材

いじめ問題への対策としては、「いじめほどの学校でも、どの子にも起こりうる」との認識の下、各学校においては、児童生徒との会話や観察、アンケート等によるいじめの早期発見・早期対処に努めるとともに、「いじめに強い集団づくり」を念頭に置いて学校経営・学級経営を行っている。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、愛南町子ども支援センター相談員等と連携を図ることができるよう学校現場への支援対策に取り組んでいるところである。

また、いじめに強い集団づくりを行うため、GIGA スクール構想で整備した端末を活用して、「いじめSTOP愛AIオンラインサミット」を開催し、児童生徒の代表者が主体的にいじめ防止に関する取組について話し合っている。

さらに、重大ないじめ問題に迅速かつ適切に対応するため、町の付属機関として「いじめ問題対策連絡協議会」を、教育委員会の付属機関として「いじめ防止対策推進委員会」を設置している。

町のこれまでの取組に加え、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）の施行を受け国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）」（以下「国の基本方針」という）及び、県が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年8月10日改定）」（以下「県の基本方針」という）を参酌し、更なるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめ問題に対峙することを目的とし、ここに「愛南町いじめ防止対策基本方針」（以下「町の基本方針」という）を策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・SNSを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一見、けんかやふざけ合いのようであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合であっても、学校いじめ対策組織へ情報提供し、積極的認知と児童生徒の心に寄り添った対応を行うようにする。

### 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせることにもなる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）のほか、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方及び施策

#### (1) いじめの防止

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、いじめを生まない土壌をつくるために、学校現場を取り巻く関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について地域住民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

※ 愛南町のいじめ防止コンセプト＝よりよい集団づくり（地域づくり）がいじめを未然に防止する

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなことに見える兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもつことが重要である。いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

### 【想定されるいじめの様態】

具体的ないじめの様態には、以下のようなものと想定する。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※ 愛南町子ども支援センター所員（いじめ・不登校等相談員）による学校訪問・教育相談・電話相談の実施による早期発見

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。当然、家庭や教育委員会への連絡・相談、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

このため教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

※ いじめに対する措置（法第23条）

- ① 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる
- ② 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止

するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う

- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする
  - ⑤ いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う
  - ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ※ 組織的な対処ができるよう準備する。

#### (4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、いじめの問題について地域と家庭と連携した対策を推進するため、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、児童生徒を守り育てる協議会を活用したりするなどが考えられる。

愛南町教育委員会は、いじめ・不登校等電話相談専用ダイヤルといった窓口を児童生徒・保護者等に広く周知し、より多くの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

#### (5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応について、学校や教育委員会においていじめに関係する児童生徒に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、南予子ども・女性支援センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

愛南町いじめ防止対策推進委員会には、愛南町子ども支援センター所員（いじめ・不登校等相談員等）が在籍し、年間を通して活動しているため、積極的な活用・連携を図ることができる。

## 第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止等のために町が実施すべき施策

#### (1) 愛南町いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、（条例の定めるところにより）いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、愛南町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

その構成員は、副町長、総務課長、教育長、学校教育課長、人権啓発室長、校長会長、生徒指導顧問校長、愛南警察署刑事生活安全課長、主任児童委員、南予子ども・女性支援センター愛南町担当係長、愛南町顧問弁護士、愛媛大学教授、事務局とする。

この協議会は年間1回の会合をもつ。但し、町長が必要と認める場合は、その都度開催することとする。

#### ＜役割＞

- ア 愛南町のいじめの実態把握
- イ 愛南町いじめ対策基本方針の見直し
- ウ 具体的防止対策の見直し
- エ 具体的いじめ事例に対しての相談・指示・指導

## 2 いじめ防止等のために学校の設置者として実施すべき施策

### (1) 愛南町いじめ防止対策推進委員会の設置

いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、(条例の定めるところにより)愛南町教育委員会は、地域におけるいじめ防止等のための方策を実効的に行うことができるよう附属機関＝愛南町いじめ防止対策推進委員会を設置する。

その構成員は、愛南町子ども支援センター所員(相談員等)、保健師、事務局とする。

この委員会は、公平性・中立性を保つものでなければならない。毎月1回の定例会の他、学校からの要請等により必要に応じて開催する。

#### ＜役割＞

- ア いじめに関する調査研究を通しての実態把握
- イ 学校訪問によるいじめへの相談業務
- ウ 愛南町いじめ防止対策基本方針や具体的防止対策への評価
- エ 南宇和郡生徒指導委員会や各校の児童を守り育てる協議会との連携

### (2) 相談体制の整備

- ア 愛南町子ども支援センターの支援内容の周知  
(再登校までの支援、来所相談、学校訪問相談、電話相談等)
- イ いじめに関する相談窓口の周知徹底

### (3) 教職員研修の実施

- ア 職務別研修におけるいじめ防止に関する研修
- イ 教育センター・教育事務所と連携した研修(サテライト講座・要請訪問)
- ウ 人権・同和教育に関する研修

### (4) 関係機関との連携による児童生徒の健全育成

- ア 学校警察連絡協議会の開催(情報交換)

### (5) 児童生徒主体の取組の推進

- ア いじめSTOP愛AIオンラインサミット

### (6) いじめ防止に関する啓発活動

- ア インターネット上のいじめ防止に関する啓発活動(文部科学省作成「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」を活用して)
- イ いじめ防止に関する情報のホームページへの掲載

### (7) いじめに対する措置

- ア 学校への支援及び措置  
愛南町教育委員会は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じその学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指

示し、係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じ愛南町いじめ防止対策委員会を活用する。

#### イ 保護者への措置

愛南町教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

#### (8) 学校評価における留意点についての指導

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずその実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。

（学校評価における留意事項・・・いじめ防止対策推進法第34条）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

### 3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、県の基本方針又は町の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

#### ア 学校いじめ防止基本方針を定める意義

- ・ 個々の教職員ではなく、組織として一貫した対応ができる。
- ・ 事前に児童生徒や保護者に示すことで、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害児童生徒への支援につながる。

#### イ 学校いじめ防止基本方針に定める内容

- ・ 未然防止に関すること
- ・ 早期発見に関すること
- ・ 事案対処に関すること
- ・ いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ 具体的な指導内容のプログラム化（学校いじめ防止プログラム）
- ・ 早期発見・事案対処のマニュアル化
- ・ 学校いじめ対策組織の年間活動計画
- ・ 加害児童生徒に対する対応方針
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直しに関すること
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の学校評価への位置付け（達成目標を設定し、達成状況を評価）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに関する取組  
早期発見・事案対処のマニュアルの実行  
定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施  
校内研修の実施

ウ 学校いじめ防止基本方針の周知徹底と改善

- ・ 保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て連携の在り方を決めることが望ましい。
- ・ 児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的・積極的な参加を確保する。
- ・ いじめ防止基本方針の内容をホームページその他の方法で、保護者や地域住民が確認できるようにするとともに、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に必ず説明する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。

さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。

ア 学校いじめ対策組織の役割

- ・ 未然防止のため、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」環境づくりを行う役割
  - ・ 早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
  - ・ いじめに関する問題行動や情報の記録、共有を行う役割
  - ・ 事実関係の把握といじめであるかどうかの判断を行う役割
  - ・ 被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導・対応方針の決定と保護者との連携等を組織的に実施する役割
  - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
  - ・ 年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、実施する役割
  - ・ 学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C A サイクル）
- ※ 児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、活動内容を把握・認識しているか否かを調査することも有効である。

イ 実効性のある組織づくり

- ・ 企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験できるようにする。
- ・ 組織の構成を、適宜、工夫・改善できるよう柔軟に対応する。

### (3) いじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止

- ・ 児童会・生徒会が中心となり、主体的にいじめの問題について考え、議論し、いじめに強い集団・学級をつくる。
- ・ 学校における定期的なアンケート調査を実施する。アンケートは、児童生徒が真実を答えやすい内容となるよう工夫する。また、アンケートに書いたり学校いじめ対策組織に報告したりすることは、いじめを止めさせる効果的な方法であることを児童生徒に理解させる。
- ・ 端末使用、インターネット、SNS に係るいじめの防止について、正しく理解させる。

#### 【職務別ポイント】

##### <学級担任等>

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめを肯定していることであるということを理解させ、傍観者から仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 障害のある児童生徒への配慮はもとより、教職員の不適切な認識や言動が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

##### <養護教諭>

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

##### <生徒指導担当教員>

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

##### <児童会・生徒会担当教員>

- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。  
(例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

##### <管理職>

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

#### イ 早期発見

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

#### 【職務別ポイント】

##### <学級担任等>

- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把

握する。

- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

#### <養護教諭>

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

#### <生徒指導担当教員>

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について児童生徒や保護者に周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

#### <児童会・生徒会担当教員>

- ・ 児童生徒に、「自分たちの力で『いじめに強い集団』をつくろう」という意識を持たせる。
- ・ 児童生徒がいじめに気付くための方法や、気付いたことを相談できる体制づくりについて話し合う場を設定する。

#### <管理職>

- ・ 学校のいじめ対策組織の存在と意義を児童生徒及び保護者に周知し、いつでもいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

#### ウ いじめに対する措置

- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ・ 教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 【組織的な対応】

#### <いじめられた児童生徒に対応する教員>

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではないこと」をはっきりと伝

えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

#### ＜いじめた児童生徒に対応する教員＞

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、加害児童生徒を別室において指導したり、出席停止の措置を検討したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

#### ＜学級担任等＞

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

#### ＜管理職＞

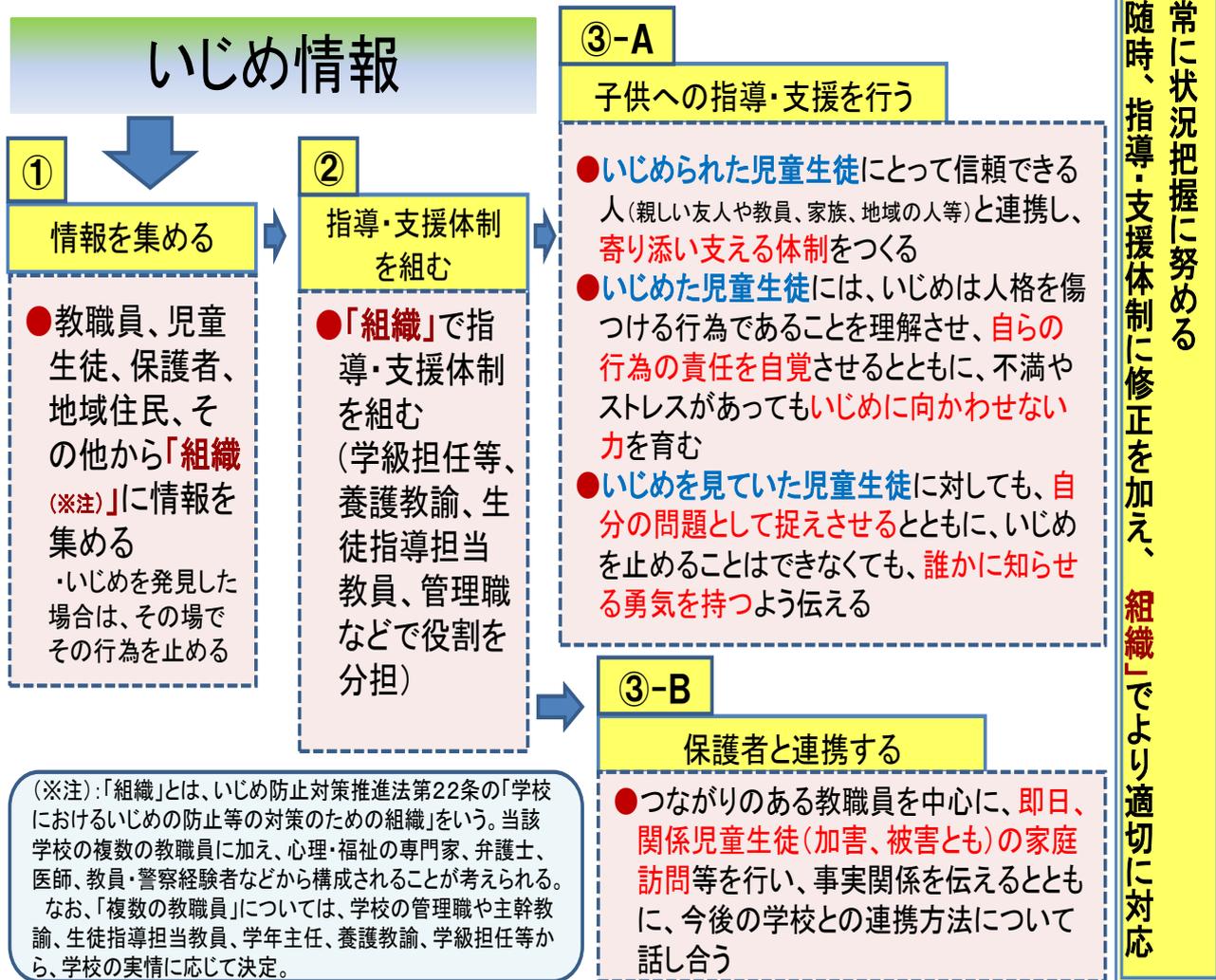
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ 愛南町いじめ防止対策推進委員会を有効に活用する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

#### 【保護者との連携】

#### ＜学級担任を含む複数の教員＞

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

# 組織的ないじめ対応の流れ



## 4 重大事態への対処（法第28条）

下記に掲げるような重大事態に対しては、その発生の防止に資するため、速やかに教育委員会、又はその学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

この調査は愛南町いじめ防止対策推進委員会が関わって実施する。

### (1) 重大な事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

教育委員会、又はその学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等

その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

※ 首長への報告（法第 29 条）

学校は、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

また、首長は、必要と認めるときには、再調査を行うことができる。

(2) 調査の趣旨と実施上の留意点

調査の趣旨目的は「民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接の目的とするものではないことはいうまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの」である。

したがって、調査の目標は、あくまでも「事実関係を明確にする」ことにある。（因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実を速やかに調査すべき）

調査を行う組織は、専門的知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）の参加を図ることによって調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

愛南町は、愛南町いじめ防止対策推進委員会がこれを担う。

※ 調査実施上の留意点

文部科学省「児童生徒の自殺予防に向けた取組について」「自殺が起きたときの調査の指針」等を参照にし、調査の企画・立案を迅速に行う。

（調査対象の決定、調査の全体計画の工程表の作成）

まず、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを受けた児童や保護者に情報を提供する場合、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供しなくてはならない。

## ※ 重大な事態が起こった場合の対応

### 設置者用

## 重大事態対応フロー図

### 学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

### 学校から重大事態発生時の報告

#### 【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

### 学校が調査主体の場合

#### ● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

### 地方公共団体の長等が再調査を行う場合

#### ● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）  
イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）

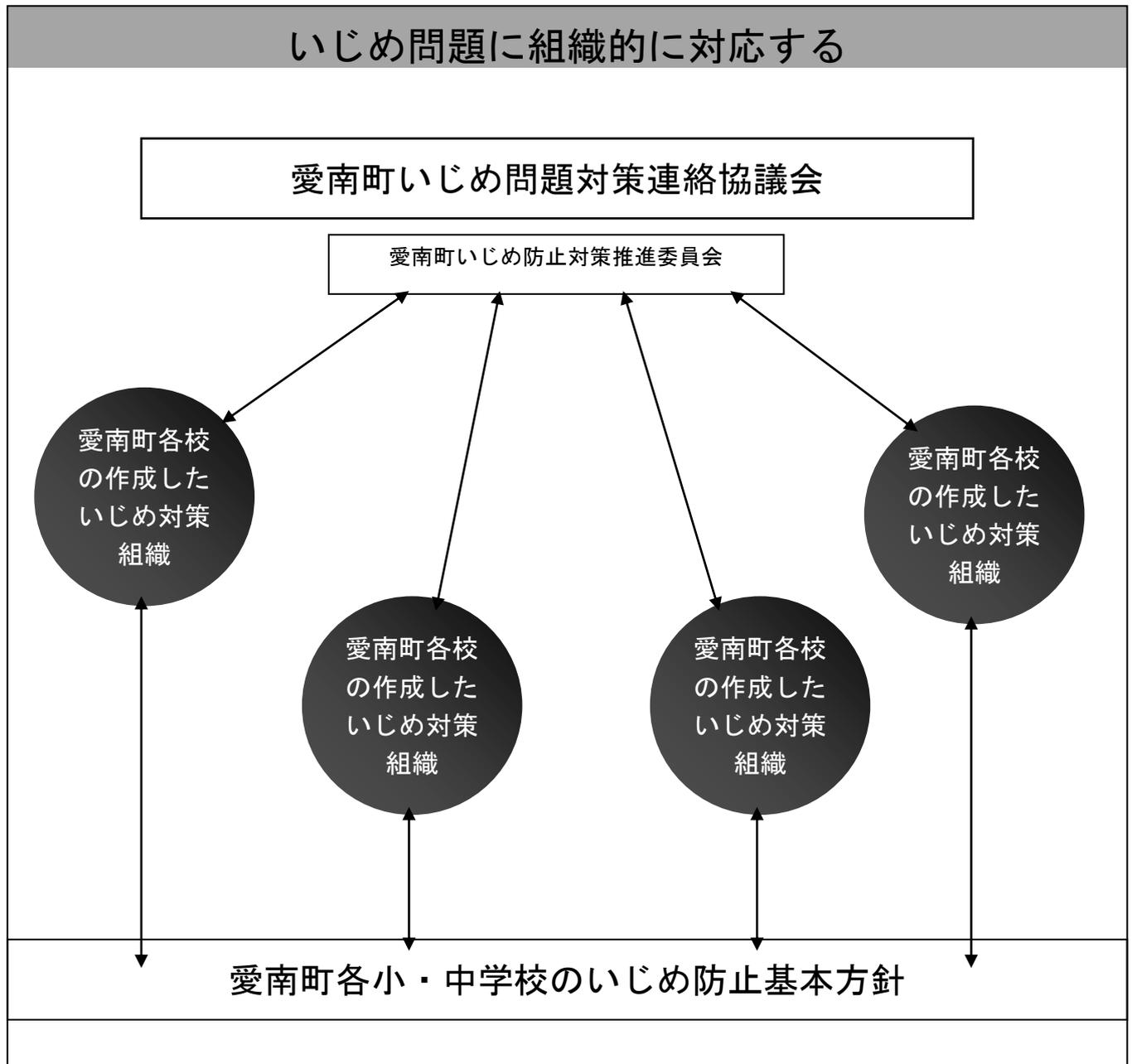
- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 愛南町のいじめ防止対策への組織イメージ



愛南町立〇〇〇学校

甘んじぬ

- ❖ 自分の周りにいじめがあり得ることを常に想定しておくこと。
- ❖ 絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、チームで万全の対応を行うこと。
- ❖ 常に被害者の立場になって考え、子どもの命に関わる問題と心得ること。

いじめ早期発見の努力事項

本人・保護者からの発見

- ❖ 常に相談しやすい関係を築く。(日記指導・家庭との連絡・学級通信)
- ❖ 教科担任や部活動顧問との情報交換
- ❖ 相談窓口の周知徹底(〇〇中なんでもメール相談)

本人・保護者以外からの発見

- ❖ 定期的・臨時のアンケート調査の実施
- ❖ 傍観者をつくらず支援者・告発者を創り出す学級経営。
- ❖ 人権尊重の支持的風土づくり
- ❖ 地域への積極的な情報発信と収集

アンテナを広げ、どんな小さな情報もキャッチできる体制

いじめをキャッチしたときの行動

まず報告



担当主任



教頭



校長



教育委員会



校内いじめ問題対応チームの招集

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、心の相談員、学級担任、その他

対応計画協議

いじめ調査委員会  
チーフ  
学年主任

被害者支援委員会  
チーフ  
養護教諭

加害者指導委員会  
チーフ  
生徒指導主

再発防止委員会  
チーフ  
人権・同和教育主

具体的対応策の協議

臨時職員会議

全教職員で



事務局による外部対応

保護者への調査報告義務

事実関係・被害生徒支援体制、いじめ解消の対策・再発防止策等 愛南町いじめ防止対策推進委員会との連携

参考資料③

愛南町いじめ防止対策プログラム

月	いじめの防止 のために	いじめの早期発見 のために	いじめへの対応 のために	各教科等との関連 (特別活動・道徳科等)
4		なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		(入学式・学級開き) (児童集会・生徒総会)
5		なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
6		なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター 学校警察連絡協議会		
7	体罰調査	なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
8		愛南町いじめ STOP 愛 AI オンラインサミット 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
9		なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		(運動会)
10		なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
11		なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター 愛南町いじめ問題対策協議会・学校警察連絡協議会		
12	体罰調査	なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
1		なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
2		なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		愛南町人権フォーラム
3	体罰調査	なかよしアンケート・見守りフィルター 愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		(卒業式)

## 参考資料その④

### 教職員用資料

### いじめ発見のチェックポイント（小学生用）

注意しておきたい児童のサインです。気になる児童はいませんか。

#### <朝の会>

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 登校時表情がさえず、うつむきがちである。
- 健康観察の時、声が小さく元気がない。

#### <授業中>

- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 急に忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が乱れている。
- 周囲の児童に冷やかすようなざわつきが見られる。
- 頭痛・腹痛を訴え、保健室に行きたがる。
- グループ活動において孤立しがちである。
- テストの成績が急に下がり始める。
- 一人遅れて入室することがある。
- ※ふざけた質問や答えをする。テストを白紙で出す。

#### <休み時間>

- 教室や廊下に一人でいることが多い。
- 今まで一緒だった友達やグループから離れている。
- 用もないのに職員室や保健室に来る。
- 友だちと一緒にいる時も表情が暗い。おどおどした様子である。
- そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。

#### <給食時間>

- その子が配膳すると嫌がられる。
- 食べ物を多く盛りつけるなどの嫌がらせがある。
- 最近食欲がなく、一人で黙って食べている。

#### <清掃時間>

- その子の机や椅子だけが運ばれず放置されている。
- その子の机や椅子を蹴ったり、ほうきで叩いたりする。
- 人が嫌がる仕事ばかりしている。一人離れて掃除をしている。

#### <放課後・下校時>

- 急いで下校する。反対に、用もないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- ※他の児童の持ち物をよく持たされている。

#### <その他>

- 靴や鞆、傘など、持ち物が汚されたり、紛失したりする。
- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 衣服が汚れていたり、すり傷が見られたりする。
- カッターナイフなど、危険な物を所持している。

※印： 無理にやらされている可能性のあるもの

注意しておきたい生徒のサインです。気になる生徒はいませんか。

#### <登校時>

- 自分からあいさつをしない、他の生徒からの言葉がけもほとんど見られない。
- 元気がなく、表情もさえない。
- 急に遅刻・欠席するようになる。

#### <授業・学級生活>

- 体調不良を訴え、トイレや保健室に行くようになる。
- 発言すると周囲の生徒の冷やかす言動やジェスチャー、雰囲気がある。
- 失敗するとこの時とばかり嘲笑されることがある。
- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学習意欲が感じられず、成績も下がりだしている。
- 課題（宿題）などの忘れ物が多くなる。
- ふざけ半分ともとれる雰囲気、係や委員に選ばれる。
- グループ活動で、一人だけはずれている。
- ※一人だけ授業に遅れてくることがある。
- ※授業中、ふざけた質問をするなど、不真面目な態度が気になる。
- ※未完成の作品や白紙でテストを出している。

#### <休憩時>

- 用もないのに保健室によく来る。
- 他の生徒といる時に、おどおどした様子が感じられる。
- ふざけていてケガをしたと言って、保健室で処置している。
- 他の生徒との遊びやふざけの中で、笑わる、命令される、嫌な役をしている。
- ひどいあだ名で呼ばれている。
- ※他の生徒の物をよく運んでいる。お使いをしている。

#### <昼食時>

- いつも一人で弁当を食べている。
- 弁当を誰かに食べられたことがある。
- 他の班員と机を少し離して給食を食べている。
- 給食の食べ物にいたずらされる。（盛り付け、配膳等で他の生徒と差をつける）
- ※ジャンケンに負けたからと、他の生徒のパンや飲み物を買に行っている。

#### <清掃時>

- 暗い表情で、一人離れて掃除をしている。
- 清掃後、服が水浸しになることがある。
- ※広い範囲を一人で掃除していたり、片付けを一人でしていたりする。

#### <その他>

- 急にアルバイトを始める。アルバイトを増やしている。
  - 部活動を休み始めたり、やめたいと言いだしたりする。
  - 衣服に靴跡が見られた。汚れていることがある。
  - 持ち物や体育館シューズ、カサ等がなくなる。隠されることがある。
  - カッターナイフなど持ち歩いている。
  - 友人間で金銭の貸し借りをしている。
  - 友達に「死にたい」「学校へきたくない」と漏らしている。
  - ※先生から注意を受ける異装で登校する。髪を染めたり異なる形にしたりする。
  - ※大金を持っている。高価な物を学校に持ってきたことがある。
  - ※校則違反や万引で捕まる。
  - ※放課後、用もないのに、学校内に残っている。
- ※印・・・無理にやらされている可能性のあるもの

「子どもの様子がおかしい」と感じたら、慎重に確認してください。

### <言動、態度、情緒>

- 家族に理由を明かさないうまま、急に友達が変わる。
- 感情の起伏が激しく、動物や兄弟姉妹が嫌がる言動をとる。
- 家族に口答えするなど乱暴な口をきく。
- 表情が暗くなり、おどおどしてくる。
- 家族との会話を避けるようになり、部屋に閉じこもるようになる。
- 口数が少なくなり、学校や友達の話をしなくなる。
- いじめられている友人の話をするようになる。
- 自分の欠点だと感じていることを、話題にする。
- 特定の友人に対する強い憎しみを表現することがある。
- 家族の前では携帯電話に出なくなる。隠れてコソコソ電話をかける。
- 携帯電話を急に使わなくなる。
- 電話のベルに怯える様子が見られる。
- 無言等の不審な電話や、発信者の分からないメールがたびたび届く。
- 学校を休みたがる。遅刻や早退が増える。
- 友人に呼び出されるなど、振り回されているように感じる。
- 用事もないのに、朝早く、夜遅く家を出ることがある。
- 最近急に勉強しなくなり、無気力な感じがする。学習成績も下がりだしている。
- 「転校したい」「学校をやめたい」「生まれ変わりたい」と言うことがある。

### <服装、身体>

- 衣服に汚れや破れが見られる。靴跡が残っている。
- 手足や顔等に傷やアザがある。鼻血の出たあとが認められる。
- 朝、腹痛や頭痛など、身体の具合が悪いと訴える。
- 朝、起きてこようとしなくなる。トイレからなかなか出てこない。
- 急に髪の色や髪型が変わった。
- 眠れないと言う、睡眠不足のように見える。
- 食欲が以前に比べ無くなったと感じる。体重の減少が伺える。

### <持ち物、金品>

- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学用品などの所持品が無くなったり壊れたりする。
- 金遣いが荒くなる。使い道が不明瞭なお金や品物を要求する。
- 家族のお金や品物が無くなる。
- 自分の貯金をこっそり使っている。
- 自分が大切にしていた物や集めていた物を友達にあげる。

### <その他>

- 親が留守の時に、友達がよく来るようになる。
- 今まで見かけなかった友人が訪ねてくる。
- 誹謗中傷する嫌がらせの手紙やメモが見つかる。